

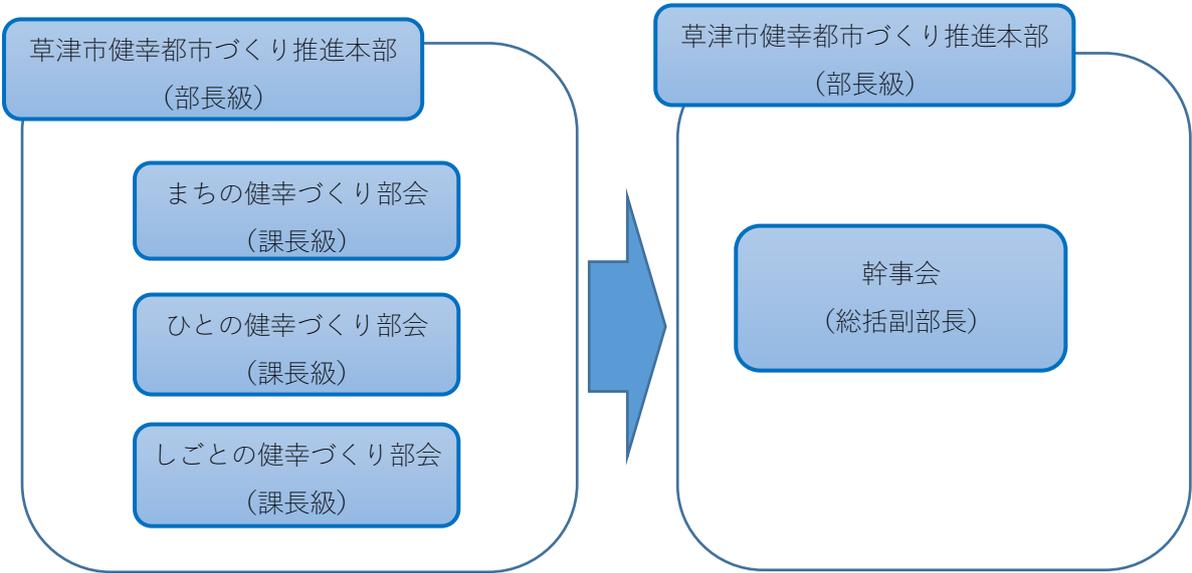
今後の健幸都市づくりの推進体制について

1. 推進本部体制の変更について（部会の廃止と幹事会の設置）

本市の健幸都市づくりを推進するため、平成28年度に草津市健幸都市づくり推進本部を設置し、「まち」、「ひと」、「しごと」の分野ごとに、課長級で構成する部会を設置し、計画策定に向けた各施策検討や連携を行うとともに、各所管事業について、取組状況の把握を行ってきました。

今後、本部会議において、計画に基づく各施策の取組検討や計画の進捗管理を行う中で、各事業の取組状況の把握については、庁内照会やヒアリングで捕捉可能であることから、部会を廃止し、引き続き、市の総合政策として各施策の取組検討と庁内横断的な取組、連携を推進するため、本部会議の補助機関として、他の本部会議と同様、新たに総括副部長で構成する幹事会を設けることとし、草津市健康都市づくり推進本部設置要綱を改正するものです。

（改正後のイメージ）



2. (仮称)健幸都市づくり推進チームの設置

(1)目的

健幸都市づくりを「市の総合政策」として推進していくため、部局横断的な常設的なチームを設置し、将来を見据えた施策の企画・立案を行うとともに、全庁的な職員の意識共有を図る。

(2)メンバー構成等

- ・若手職員を中心とした庁内各分野からの幅広い選出とし、10～15人程度とする。(リーダー 1人 サブリーダー 1人)
- ・中長期的な健幸都市づくりの推進に向けて、可能な限り同じメンバーが継続的に活動し、知識・経験を蓄積する仕組みとし、具体的な任期を設けず、人事異動や日常業務への影響、部局横断的なバランス等を勘案し、適宜、メンバーの改選を行うものとする。

(3)担当事務

部局横断的に集結したメンバーが計画に位置付けられている健幸都市づくりの取組等について、より効果的な手法の検討や一部署だけでは解決できない複雑化・多様化した課題に対し議論を行い、健幸都市づくりの取組を推進するための施策の企画・立案を行う。

(4)所掌部局および設置規定

所掌部局：健康福祉部健康福祉政策課

設置規定：(仮称)健幸都市づくり推進チーム設置要綱

(5)健幸都市づくり推進本部と(仮称)健幸都市づくり推進チームとの関わりについて

